

職員賠償責任等審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

職員賠償責任等審査委員会規程の一部を改正する訓令

職員賠償責任等審査委員会規程（昭和 44 年岩手県訓令第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第 3 条 [略] 2 [略] 3 委員は、総務室管理担当課長、人事課人財給与担当課長、 予算調製課予算担当課長、管財課管理担当課長及び <u>出納課管</u> <u>理担当課長</u> をもって充てる。	(組織) 第 3 条 [略] 2 [略] 3 委員は、総務室管理担当課長、人事課人財給与担当課長、 予算調製課予算担当課長、管財課管理担当課長及び <u>出納局指</u> <u>導審査担当課長</u> をもって充てる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。